

ふくろうの杜高齢者総合相談センター
(地域包括支援センター)

運 営 規 程

(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント)

社会福祉法人 敬心福祉会 池袋敬心苑

(令和8年2月1日改定)

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント運営規程

(事業の目的)

第1条 豊島区が設置し、社会福祉法人敬心福祉会が受託運営するふくろうの杜地域包括支援センター（以下「センター」という）が行う指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの管理者や職員が事業対象又は要支援状態にある利用者に対し、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 センターの専門職は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい自立した日常生活を継続できるよう支援する。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者、もしくは、地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業の実施にあたっては、区、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。
 - 5 事業の実施にあたっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する。
 - 6 事業の実施にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 ふくろうの杜地域包括支援センター
所在地 東京都豊島区南池袋3丁目7番8号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する専門職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 : 1名
事業所の担当職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 担当職員 : 5名以上(うち1名は管理者兼務)
介護予防支援等に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
ただし、国民の祝日・休日並びに12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 平日 午前8:30から午後6:30まで
土曜日 午前8:30から午後4:30まで
- (3) その他 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(介護予防支援等の提供方法、内容等)

第6条 介護予防支援等の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 2 担当職員が利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接をし、状態の把握及び意向確認をし、客観的に課題を把握する。
- 3 地域におけるサービス内容、利用料金等の情報を適切に利用者および家族に提供し、利用者にサービスの選択をしていただく。
公正中立なケアマネジメントの確保として、利用者との契約にあたっては、利用者やその家族に対して、利用者は介護予防サービス計画等に位置付けるサービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明する。
- 4 担当職員は、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、支援内容並びにその期間等を盛り込んだ介護予防サービス計画等原案を作成する。
- 5 担当職員は介護予防サービス計画の原案に位置付けられた指定介護予防サービス等について予防給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者に説明し、サービス担当者会議を開催した上で利用者の文書による同意を受け、介護予防サービス計画等を作成し交付する。
- 6 担当職員は、訪問、電話または郵送等により、継続的に利用者の状況や計画の実施状況等を把握する。
- 7 担当職員は、介護予防サービス計画等の目標に沿ってサービスが提供されるように介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供する。
また、医療と介護の連携強化のために以下の(1)～(3)を行う。

- (1) 入院時における医療機関との連携を促進する観点から、介護予防支援等の提供の開始にあたり、利用者等に対して、入院時に担当職員の氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼する。利用者より依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ計画作成の支援に努める。
 - (2) 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対して介護予防サービス計画等を交付する。
 - (3) 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に担当職員等が把握した利用者の状態等について、利用者の同意のもと、担当職員から主治の医師や歯科医師、薬剤師等に必要な情報伝達を行う。
- 8 担当職員は利用者の状態や目標の達成状況について定期的に評価を行い、状態の変化等必要に応じて介護予防サービス計画等変更の支援等の必要な対応を行う。
 - 9 その他具体的には「豊島区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成27年条例第14号）第31～33条に従って実施する。
 - 10 サービス実施記録の複写
サービス実施記録の複写が必要な場合は、実費として1枚10円をいただく。

（利用料）

- 第7条 介護予防支援等を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。当該介護予防支援等が法定代理受領サービスである場合は無料とする。
- 2 豊島区外に業務のため、利用者の同意を得て担当職員が出張した場合には、概ね1時間を超える遠方の場合は、交通費の実額を徴収する。
 - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者及びその家族に対して事前に説明し、支払に同意する旨の文章に署名を受けるものとする。

（事業の委託）

- 第8条 センターは、介護予防支援等を行うにあたって介護予防サービス計画書等の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

（利用契約）

- 第9条 センターが介護予防支援等を行うにあたっては、利用者と介護予防支援契約書を締結しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

- 第10条 通常の事業の実施地域は、豊島区南池袋、雑司が谷、高田、目白1、2丁目とする。

(秘密の保持)

第 11 条 センターは、業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

- 2 職員は業務上知り得た高齢者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情対応)

第 12 条 提供した介護予防支援等サービスに関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第 13 条 利用者に対して当センターの提供により事故が発生した場合には、保険者、利用者及びその家族等に速やかに連絡するとともに事故の状況及び処置を記録し、必要な処置を講ずる。

- 2 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(虐待の防止のための措置)

第 14 条 利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる虐待の防止に関する措置を講じる。

- (1) センターは、担当職員に対して虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (2) センターは、虐待防止のための対策を検討する委員会に参加し、虐待防止のための指針を整備する。
- (3) センターは、上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 15 条 感染症の発生、又はまん延の防止のために次に掲げる措置を講じる。

- (1) センターは、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 か月に 1 回以上開催し、その結果について担当職員に周知徹底を図る。
- (2) センターは、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) センターは、担当職員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援等の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 センターは、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施する。

(その他運営についての留意事項)

第17条 センターは、担当職員の質的向上を図るため、区並びに都等主催の研修に、積極的に参加させるとともに業務体制を整備する。

- 2 センターは、適切な介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するため、法人の就業規則等に準じて措置を講じる。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人敬心福祉会理事長が別に定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和03年4月1日から施行する。(令和3年5月19日 理事会承認)

この規程は、令和06年4月1日から施行する。(令和6年5月22日 理事会承認)

この規程は、令和08年2月1日から施行する。(令和8年1月21日 理事会承認)